

岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積に2分1を乗じて得た面積未満のものをいう。）を含む。）をいう。

(2) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。

(3) 耐震診断 別表1第2欄(1)に掲げるもののうち、いずれかの方法により行う住宅、建築物（以下「住宅等」という。）の地震に対する安全性の評価をいう。

(4) 改修設計 耐震診断の結果に基づく住宅の耐震改修を行うための設計をいう。

(5) 耐震改修 別表1第2欄(3)に掲げるもののうち、いずれかの方法により行う一戸建ての住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修若しくは建替の工事をいう。

(6) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第12号に定める書類をいう。

(7) 居室単位耐震改修 特定の居室部分に限定した耐震性能を確保するための耐震改修で、鳥取県生活環境部長が別に定める基準に適合するものをいう。

(8) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限り）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。

(9) 耐震ベッド 就寝中の安全を確保するため、金属製のフレーム等で上部を覆ったベッドで、国、地方公共団体等より一定の評価を受けたものをいう。

(10) 高齢者 交付決定を受けた年度の3月31日時点で満65歳以上の者。

(11) 障がい者 次のいずれかに該当するもの。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までであるもの。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級又は2級であるもの。

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者で、その障害の程度が重度又は中度であるもの。

(12) 要介護者 介護保険法（平成9年法律第23号）第7条第3項に規定する要介護者。

(交付目的)

第3条 本補助金は、耐震改修促進計画に基づき、住宅、ブロック塀等の耐震診断及

び耐震改修並びに震災に対する総合的な支援を促進することにより、住宅の安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(対象となる住宅等の要件)

第4条 本補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。ただし、ブロック塀、耐震シェルターのうち別表1第3欄(2)に該当する場合、耐震ベッド並びに屋根瓦耐震、耐風対策にあっては第1号の要件を除く。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築された住宅であること。(平成12年6月1日以降に上階への増築や構造上一体で既存建築物の床面積の20分の1を超える増築がされている場合は対象から除く。)
- (2) 本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないこと。
- (3) 国及び地方公共団体が所有しているものでないこと。
- (4) そのほか要件については、別表1第2欄及び第3欄に定める要件に該当するものであること。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、耐震診断、改修設計、耐震改修、居室単位耐震改修、耐震シェルター設置、屋根瓦耐震対策、屋根瓦耐風診断、屋根瓦耐風改修を行う対象住宅及び耐震対策を必要とするブロック塀(町内に建てられているものに限る。)の所有者等とする。

(補助金経費)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(別表1第1欄に掲げる対象建物の区分に応じ同表第3欄に定める額を限度とする。以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) 耐震診断 耐震診断の実施に要する経費の額
- (2) 改修設計 改修設計の実施に要する経費の額
- (3) 耐震改修 耐震改修の実施に要する経費の額
- (4) 居室単位耐震改修 居室単位耐震改修の実施に要する経費の額
- (5) 耐震シェルター設置 耐震シェルター設置の実施に要する経費の額
- (6) 耐震ベッド設置 耐震ベッド設置の実施に要する経費の額
- (7) ブロック塀の除却及びフェンス等の改修
ブロック塀の除却及びフェンス等の改修に要する経費の額
- (8) 屋根瓦耐震対策 屋根瓦耐風対策の実施に要する経費の額
- (9) 屋根瓦耐風診断 屋根瓦耐風診断の実施に要する経費の額
- (10) 屋根瓦耐風改修 屋根瓦耐風改修の実施に要する経費の額

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあっては、当該仕入控除税額を除くものとする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金の額は、補助対象経費に別表1第4欄の割合(以下「補助率」とい

う。) を乗じて得た額に相当する額 (1,000 円未満の端数は、切り捨てる。) とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第 8 条 規則第 5 条の規定により、本補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき規則第 5 条第 1 号及び第 2 号に定める書類は、それぞれ次の各号に定める様式によるものとする。

(1) 事業計画書 (様式第 1 号)

(2) 収支予算書 (様式第 2 号)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めて指示する書類

3 第 1 項に規定する補助金の交付申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額 (以下「仕入控除税額を含む額」という。) の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付決定)

第 9 条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金等の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として 30 日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付を行うことを決定したときは補助金交付決定通知書 (様式第 3 号) により、交付を行わないことを決定したときは補助金不交付決定通知書 (様式第 4 号) により当該事業主体に通知するものとする。

3 町長は、前条第 3 項の規定による申請があった場合は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(承認を要しない変更)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の町長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の増額

(2) 補助対象経費の 2 割を越える減額

(3) 補助事業の完了年月日の変更 (当該年度において完了しない場合に限る。)

(着手届)

第 11 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 12 条第 1 項ただし書きの町長が特に認めた経費の支出とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第 18 条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業完了後 1 か月経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の補助事業等実績報告書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書 (様式第 1 号)

(2) 収支決算書 (様式第 2 号)

- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めて指示する書類
- 3 前項に規定する実績報告に当たり、第9条第2項の規定による交付決定を受けた場合にあっては、当該実績報告の時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）を、補助対象経費の額から控除して報告しなければならない。
- 4 実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (3) 第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 本補助金の交付を受けて新築した住宅を、交付を受けた日から5年未満で取壊し、貸与又は売却したとき。
- (5) 本補助金の交付を受けて新築した住宅を、交付を受けた日から5年未満で転居又は転出したとき。
- (6) その他町長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

(雑則)

第14条 規則に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和7年4月1日以降の補助事業から適用する。